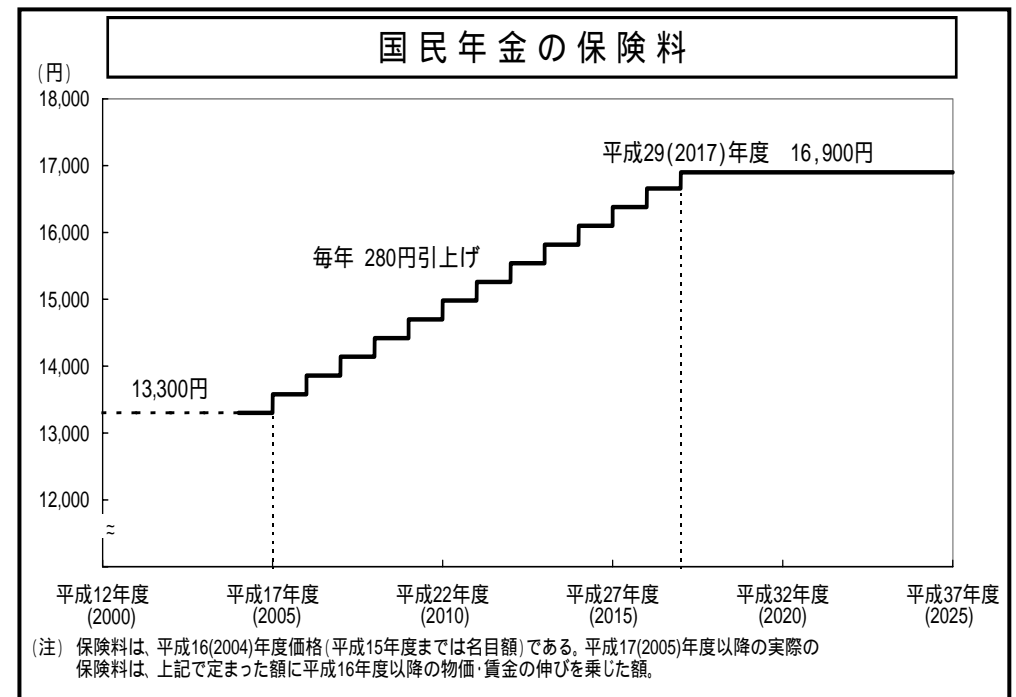
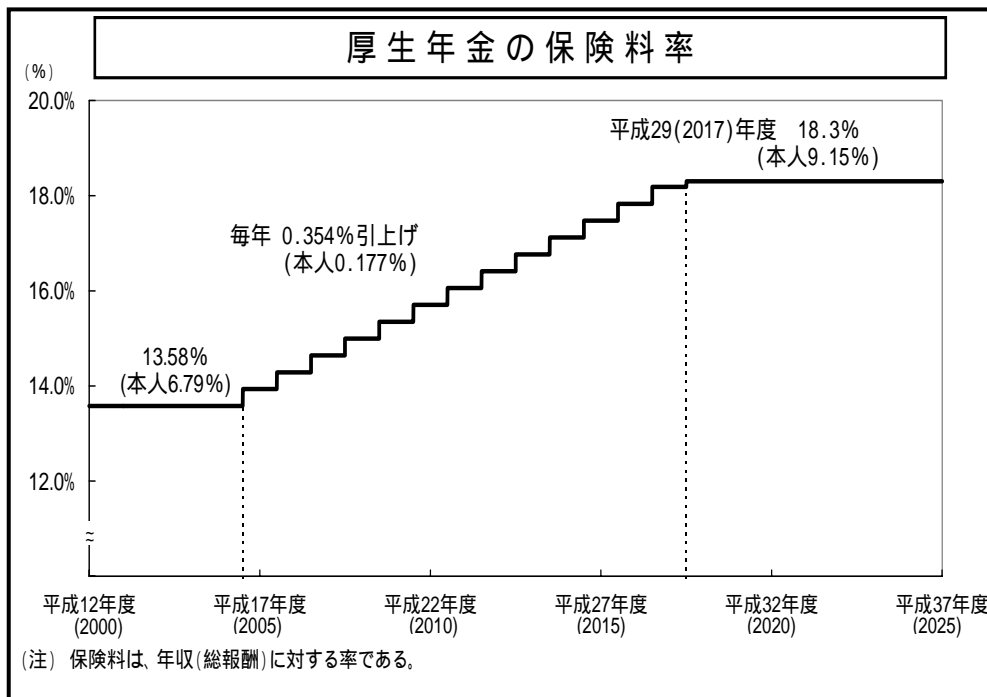


厚生年金及び国民年金の保険料（率）の引上げ

【保険料（率）の引上げ幅】

厚生年金：平成16年10月より毎年0.354%（本人0.177%、事業主0.177%）引上げ

国民年金：平成17年4月より毎年280円（平成16年度価格）引上げ



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者（月収36.0万円（ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分））の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度（ボーナス1回につき1,150円程度）保険料負担（被保険者分）が増加する。